

F R P 複合容器再検査基準の廃止について

F R P 複合容器は、消防関係等から呼吸器用容器の軽量化を背景に1983年国内製造が開始された。このF R P 複合容器の再検査は、高圧ガス保安協会の指導に基づき実施されてきたが、1987年には輸入も開始され多くのF R P 複合容器が使用されることとなり、再検査基準の作成が急務であった。

このような情勢から平成3年協会自主基準として「F R P 複合容器再検査基準」を制定したが、平成9年、「容器保安規則」の改正及び「容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査方法等を定める告示」の制定により、自主基準に示した再検査の規格及び方法の大部分が関係省令に含まれた（下表参考）。

技術基準作成基本方針において基準類は、制定、改正又は確認の日から5年以内に全体的な確認を行い改正等を行う必要があるが、本基準については以上のような状況にあるので本基準は廃止することとしたい。

規定項目	容器則・容器則細目告示条項
3 外部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第15条
4 内部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第15条
6 耐圧試験	規則第25条・第26条第1項第3号／告示第16条
8 バルブの検査	規則第27条・第28条・第29条第1項第1・2・5・6号／告示第24・25・26条

FRP複合容器再検査基準KHKS016

規定項目	容器則・容器則細目告示条項	備考
2 検査の準備	—	
3 外部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第15条	
4 内部検査	規則第25条・第26条第1項第1号／告示第15条	
5 質量検査	—	質量検査制度廃止
6 耐圧試験	規則第25条・第26条第1項第3号／告示第16条	
7 検査後の取扱い	規則第37条・第10条	
8 バルブの検査	規則第27条・第28条・第29条第1項第1・2・5・6号／告示第24・25・26条	